

# JIS

## アスファルトルーフィングフェルト

JIS A 6005 : 2025

(JWMA/JSA)

令和 7 年 12 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小山 明 男	明治大学
(委員)	稲 葉 佳 彦	独立行政法人住宅金融支援機構
	太 田 啓 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	加 藤 徳 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	木 村 たま代	主婦連合会
	古 賀 純 子	芝浦工業大学
	興 石 直 幸	一般社団法人日本建築学会 (早稲田大学)
	高 橋 幹 雄	一般社団法人日本建設業連合会 (株式会社竹中工務店)
	高 橋 光 明	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	永 井 香 織	日本大学
	萩 原 伸 治	一般財団法人建材試験センター
	花 島 完 治	断熱・保温規格協議会
	吉 田 可保里	T&T パートナーズ法律事務所

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 34.3.30 改正：令和 7.12.22

官 報 掲 載 日：令和 7.12.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本防水材料協会

(〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 9-2 日新中央ビル TEL 03-6661-9033)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 小山 明男)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	2
5 品質	2
6 寸法並びに寸法及び製品の単位面積質量の表示値に対する許容差	3
6.1 寸法	3
6.2 寸法及び製品の単位面積質量の表示値に対する許容差	3
7 外観	3
8 試験方法	3
8.1 試験の一般条件	3
8.2 寸法の測定	5
8.3 外観	5
8.4 製品の単位面積質量	5
8.5 原紙の単位面積質量及びアスファルトの単位面積質量	6
8.6 鉱物質粒子の単位面積質量	6
8.7 加熱減量	7
8.8 引張強さ	7
8.9 耐折り曲げ性	8
8.10 アスファルトの浸透状況	8
8.11 耐熱性	8
9 検査方法	8
10 製品の呼び方	9
11 表示	9
12 取扱い上の注意事項	10
附属書 A (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	11
解 説	12

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本防水材料協会（JWMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 6005:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# アスファルトルーフィングフェルト

## Asphalt roofing felts

### 1 適用範囲

この規格は、防水工事、防湿工事、屋根ふき下地、壁下地などに用いるアスファルトルーフィングフェルト（以下、ルーフィングフェルトという。）について規定する。

なお、技術上重要な改正に関する新旧対照表を、**附属書 A** に示す。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS K 2207** 石油アスファルト

**JIS Z 8703** 試験場所の標準状態

**JIS Z 8801-1** 試験用ふるい—第1部：金属製網ふるい

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS K 2207** による。

#### 3.1

##### アスファルト

ストレートアスファルト、ブローンアスファルト、防水工事用アスファルトなどの石油製品

**注釈 1** ストレートアスファルトは、原油を常圧蒸留装置、減圧蒸留装置などにかけて得られる残留れき（瀝）青物質。[出典：JIS K 2207:2006 の 3. (1)を一部変更]

**注釈 2** ブローンアスファルトは、ストレートアスファルトを加熱し十分に空気を吹き込んで酸化重合したもの。[出典：JIS K 2207:2006 の 3. (2)を一部変更]

**注釈 3** 防水工事用アスファルトは、防水層として必要な性能に改善したアスファルト。[出典：JIS K 2207:2006 の 3. (3)を一部変更]

#### 3.2

##### 有機天然繊維

綿、麻などの植物又は動物の毛から得られる細い糸状の物質